

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鷲宮SC

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

（変更前）五万六千八百八十平方メートル

（変更後）四万四千平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四四五一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二九五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二二八〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一〇六七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五七八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一五三三立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三七五立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 十か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 十一か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年六月五日

二 届出年月日

平成二十三年十月四日

二 縦覧期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課